法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二十二条の四」を削り、「第二十二条の五」を「第二十二条の四」に、「分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益」を「完全支配関係がある法人の間の取引の損益」に改め、「第三章　清算所得に対する法人税及び継続等解散の場合の清算所得に対する法人税（第四十二条―第五十条）　第一節　継続等の場合の課税の特例（第五十二条―第六十条）　第二節　青色申告（第六十条の二）　第四章　更正（第六十一条）　第五章　更正（第六十条の二）の場合の課税の特例　第四章　青色申告（第五十二条―第六十条）　第五章　更正（第六十条の二）」を「第三章　清算所得に対する法人税及び継続等解散の場合の清算所得に対する法人税（第四十二条―第五十条）　第一節　継続等の場合の課税の特例（第五十二条―第六十条）　第二節　青色申告（第六十条の二）　第四章　更正（第六十条の二）」に改める。

第一条中「「事後設立法人」、「被事後設立法人」を「「現物分配法人」、「被現物分配法人」」に改め、「「連結法人」」の下に「、「完全支配関係」を加え、「「適格事後設立」」を「「適格現物分配」」に改め、「、「清算事業年度予納申告書」、「残余財産分配等予納申告書」」を「、第十二号の七の四まで」の下に「、第十二号の七の六」を加え、「第三十七号まで、第三十九号、第四十号又は第四十八号」を「第三十四号まで、第三十六号、第三十七号又は第四十四号」に、「事後設立法人、被事後設立法人」を「現物分配法人、被現物分配法人」に改め、「、「連結法人」の下に「、完全支配関係」を加え、「、適格事後設立」を「、適格現物分配」に改め、「、清算事業年度予納申告書、残余財産分配等予納申告書、清算確定申告書」を削る。

第三条第一項中「第四条の二第四項」を「第四条の三第四項」に改め、同条第三項中「第四条の二第八項第一号」を「第四条の三第八項第一号」に、「同条第十七項第一号」を「同条第十六項第一号」に、「同条第二十一項第一号」を「同条第二十項第一号」に、「第十七項第一号又は第二十一項第一号」を「第十六項第一号又は第二十項第一号」に改める。

第三条の二第一項及び第二項中「第四条の二第四項第五号」を「第四条の三第四項第五号」に、「第十七項第五号及び第二十一項第五号」を「第十六項第五号及び第二十項第五号」に改め、同条第三項中「第四条の二第四項第五号」を「第四条の三第四項第五号」に、「同条第十七項第五号」を「同条第十六項第五号」に、「合併等に係る合併法人、分割承継法人又は株式交換完全親法人が有していたもの」を「分割型分割に係る分割承継法人又は他の分割法人が有していたもの（当該他の分割法人が有していたものにあつては、当該分割型分割により分割承継法人に移転するものに限る。）」に、「第十七項第五号及び第二十一項第五号」を「第十六項第五号及び第二十項第五号」に改める。

第八条の三の三第一項第一号中「申請法人（同項に規定する内国法人及び他の内国法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を「同項に規定する内国法人及び他の内国法人（以下この項及び次項において「申請法人」という。）」に改め、同項第四号中「令第十四条の六第一項第一号に掲げる」を「当該他の内国法人が有する自己の」に、「同項第二号」を「令第十四条の六第二項（連結法人の範囲）の規定により読み替えられた令第四条の二第二項各号（完全支配関係）」に改め、同条第二項第四号中「第四条の三第九項に規定する時価評価法人又は関連法人」を「第四条の三第九項第一号に掲げる法人」に改め、同条第三項第二号中「令第十四条の六第一項第一号に掲げる」を「当該他の内国法人が有する自己の」に、「同項第二号」を「令第十四条の六第二項（連結法人の範囲）の規定により読み替えられた令第四条の二第二項各号」に改め、同項第三号中「当該他の内国法人の名称及び」を削り、同項第四号中「解散（合併による解散を除く。）」を「破産手続開始の決定による解散」に改め、「当該他の内国法人の名称及び」を削り、同項第五号中「当該他の内国法人の名称及び」を削り、同項第六号中「第十五条の二第二項（連結納税への加入時期の特例）」を「第十四条第二項（みなし事業年度）」に、「加入年度開始の日及び終了の日」を「加入日の前日の属する同項第一号に規定する月次決算期間の初日及び末日」に改める。

第八条の三の十二を次のように改める。

（みなし事業年度の特例に係る書類の記載事項）

第八条の三の十二　法第十四条第二項（みなし事業年度）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十四条第二項の書類の提出をする同項に規定する他の内国法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

二　前号の他の内国法人に係る連結親法人又は法第四条の二（連結納税義務者）に規定する内国法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三　第一号の他の内国法人の法第十四条第二項に規定する加入日

四　第一号の他の内国法人の法第十四条第二項に規定する加入日の前日の属する同項第一号に規定する月次決算期間の初日及び末日

五　その他参考となるべき事項

第八条の四中「第十九条の二第二項」を「第十九条第二項」に改める。

第八条の五中「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第三項」に改める。

第八条の六第四項第一号中「民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による」を削る。

第二十一条の二（見出しを含む。）中「適格分社型分割等により移転する」を「適格分割等により移転する」に改め、同条第二号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第三号及び第四号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第二十一条の三（見出しを含む。）中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第二十二条（見出しを含む。）中「適格分割型分割等により移転する」を「適格分割等により移転する」に改め、同条第二号中「に規定する適格分割型分割等（以下この条において「適格分割型分割等という。）」を「の適格分割等（以下この条において「適格分割等」という。）」に、「同号ハに規定する」を「同号ハの」に改め、同条第三号から第五号までの規定中「適格分割型分割等」を「適格分割等」に改める。

第二十二条の二第一号中「民事再生法の規定による」を削る。

第二十二条の四を削る。

第二十二条の五第五号中「租税特別措置法」の下に「（昭和三十二年法律第二十六号）」を加え、第二編第一章第一節第四款中同条を第二十二条の四とする。

第二十二条の六を第二十二条の五とする。

第二十三条の三中「第二十二条の五各号」を「第二十二条の四各号」に改める。

第二十四条の三（見出しを含む。）及び第二十四条の四（見出しを含む。）中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第二十四条の五第二号及び第三号を次のように改める。

二　法第四十三条第八項第二号に掲げる適格分割等（次号において「適格分割等」という。）に係る同項第二号イの分割承継法人等又は同号ロの分割承継法人若しくは被現物出資法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三　適格分割等の日

第二十四条の五第四号中「又は第三号」を削り、同条第五号中「又は第三号ロ」を「に掲げる場合に該当する場合には、同号ロ」に、「これらの規定」を「同号ロ」に改め、同条第六号中「若しくは同号ロの分割承継法人又は同項第三号イ若しくは同号ロの分割承継法人等」を「の分割承継法人等又は同号ロの分割承継法人若しくは被現物出資法人」に改める。

第二十四条の六の見出し中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第二号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第三号及び第四号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第二十四条の七（見出しを含む。）、第二十四条の八（見出しを含む。）及び第二十四条の十（見出しを含む。）中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第二十四条の十一第二号及び第三号を次のように改める。

二　法第四十八条第八項第二号に掲げる適格分割等（次号において「適格分割等」という。）に係る同項第二号の分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三　適格分割等の日

第二十四条の十一第七号中「又は第三号」を削り、同条第八号中「の分割承継法人又は同項第三号」を削り、「これらの規定」を「同号」に改める。